

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の退職手当に関する条例（昭和24年4月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたり求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する<u>広域求職活動費の額に相当する金額</u></p> <p>6 から 10 まで (略)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で、次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する<u>求職活動支援費の額に相当する金額</u></p> <p>6 から 10 まで (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>号の改正</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第5項の規定は、求職活動に伴いこの条例の施行の日以後に同項第6号に規定する行為（当該行為に関し、改正前の第10条第5項第6号に掲げる広域求職活動費（以下「広域求職活動費」という。）に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をする者について適用し、同日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたり求職活動をした者に対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。